

○財務省告示第二百九十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十二年八月十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年九月七日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（二十年）（第八十四回、第八十五回、第九十三回、第九十四回、第九十八回、第一百回及び第一百五回）及び利付国庫債券（三十年）（第五回、第七回、第十一回、第十二回、第十四回、第十七回、第二十六回、第三十回及び第三十一回）
二	発行の根拠 法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等
三	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
四	発行方法
五	募入決定の方法
六	発行額 額面金額で二千九百九十億円

割り当てる。その応募額を順次
さいものからその応募額を順次
各申込みのうち利回り格差の小
札による発行
じ。を競争に付して行われる入
る数値をいう。次号において同
る利回りに応募した者が加算す
る利回り格差（第十七号に規定す
る）を競争に付して行われる入
札による発行
各申込みのうち利回り格差の小
さいものからその応募額を順次
割り当てる。その応募額を順次
額面金額で二千九百九十億円

七	八	九	十	十	十一
払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行日	発行価格
三億二千八百四	五万七千円	の記法又は規定による振替口座金	の記載又は記録による最低額面金	平成十二年八月十二日	発行対象国債、次に算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

十三 利率の経過払い込み

(一) 別表のとおり
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額の追加、次の算
 式により計算した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとすることを要する。

各発行対象国債の額面金の利率の
 総額×各発行対象国債の償還期
 日×100×支規数(利子の発行払
 込日数)／日と日(発行日を含む
 日数)／365

(二) 発行時に、その利率に
 係る所得税が源泉徴収され

十
四

利

子

十 十 十
七 六 五

十
八

償還金 償還金 償還金 償還金 償還金
入札の 入札の 入札の 入札の 入札の
準とす 準とす 準とす 準とす 準とす
各発行 各発行 各発行 各発行 各発行
象の 象の 象の 象の 象の
利回り 利回り 利回り 利回り 利回り
元金支 元金支 元金支 元金支 元金支
払場所 払場所 払場所 払場所 払場所

第 十 号 控 除 税 の 率 を 乗 じ た 金 額 を
發 行 対 象 國 債 の 支 払 期 日 後 の 各
と し て 各 國 債 の 支 払 期 日 後 の 各
算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 支 払
う べ し と し て 支 払 期 日 後 の 各
日 支 払 金 額 を 支 払 期 日 後 の 各
日 支 払 金 額 を 支 払 期 日 後 の 各
す る 日 支 払 金 額 を 支 払 期 日 後 の 各

各 發 行 對 象 國 債 の 額 面 金 額 × 各
發 行 對 象 國 債 の 利 率 ÷ 100 × 1

額 面 金 額 二 百 円 に お け る
平 均 額 二 百 円 に お け る
証 券 業 協 會 が 發 行 し た 公 債
頭 売 買 参 考 統 計 表 に 掲 載 さ れ
た 各 發 行 對 象 國 債 の 平 均 値
利 回 り と す る
日 本 銀 行

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十二年八月十二日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
(利付国庫債券) (第三十回)	二・一%	平成九年四月二十五日	百十三億円
(利付国庫債券) (第三十回)	一・七%	平成六年四月二十五日	円百六十四億
(利付国庫債券) (第三十回)	二・三%	平成五年四月二十四日	億二百四十六
(利付国庫債券) (第三十回)	二・二%	平成五年四月二十三日	円百二十六億
(利付国庫債券) (第二十五回)	二・二%	平成十年四月二十一日	八十三億円
(利付国庫債券) (第二十四回)	二・一%	平成六年四月二十日	四十億円
(利付国庫債券) (第二十九回)	二・一%	平成九年三月二十九日	六十六億円
(利付国庫債券) (第二十九回)	二・一%	平成九年三月二十九日	百億円
(利付国庫債券) (第二十九回)	二・〇%	平成九年三月二十九日	千一億円
(利付国庫債券) (第二十五回)	二・一%	平成九年三月二十八日	億五百三十三
(利付国庫債券) (第二十四回)	二・〇%	平成十年三月二十七日	二百十億円

（（利 第三付 三十年国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十年国 十年庫 回）債 ） 券	（（利 第三付 二十年国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第三付 十年国 七年庫 回）債 ） 券	（（利 第三付 十年国 四年庫 回）債 ） 券
二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 四 %	二 ・ 四 %
日 年 平 九 成 月 五 二 十 十 一	日 年 平 三 成 月 五 二 十 十 一	日 年 平 三 成 月 四 二 十 九	十 年 平 日 十 成 二 四 月 十 二 六	日 年 平 三 成 月 四 二 十 六
五 十 六 億 円	五 十 七 億 円	六 億 円	円 百 八 十 六 億	三 億 円